

中期目標・中期計画対応表

中期目標	中期計画(案)
<p>公立大学法人青森県立保健大学中期目標</p> <p>前文</p> <p>一 理念</p> <p>公立大学法人青森県立保健大学は、人々の健康と生活の質の向上を掲げ、「いのち」を育ててきた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成するとともに、青森県立保健大学(以下「大学」という。)を地域に開かれた大学として地域社会、ひいては国際社会の発展に貢献する。</p> <p>二 使命</p> <p>(一) 大学の教育理念にふさわしい学生を受け入れ、より質の高い学術を教授研究できる体制を整え、人間性豊かでグローバル化と地域特性に対応できる能力を兼ね備えた保健、医療及び福祉の中核的役割を果たすことができる人材を育成する。</p> <p>(二) 保健、医療及び福祉の教育研究拠点として培った人的資源や教育研究成果を広く還元するとともに、産官学の連携した取組による地域貢献活動を展開する。</p> <p>三 基本姿勢</p> <p>自律的な組織運営の基盤づくりを目指し、職員自らが意識改革し、実効ある取組を行うとともに、学生と一丸となって、ヒューマンケアを志向する大学の文化的風土の創造に努める。</p>	<p>公立大学法人青森県立保健大学中期計画(案)</p>
<p>第一 中期目標の期間</p> <p>平成二十年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの六年間</p>	<p>中期計画の期間</p> <p>平成20年4月1日から平成26年3月31日までの6年間</p>
<p>第二 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>一 教育に関する目標</p> <p>(一) 学生の育成に関する目標</p> <p>ア 学士課程</p> <p>(ア) 教養教育</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための計画</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための計画</p> <p>1) 学生の育成に関する目標を達成するための計画</p> <p>ア 学士課程</p> <p>No1 新たなカリキュラムを編成する。</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>人間性豊かで幅広い教養とグローバルな視点を兼ね備え、国際化や情報化にふさわしい自己表現ができるとともに、主体的に課題を探求し、論理的思考により課題解決ができる人材を育成する。</p> <p>(1) 専門教育</p> <p>保健、医療及び福祉の専門職としての倫理観を身に付け、必要な基礎知識と臨床の総合的能力を有するとともに、保健、医療及び福祉の連携・協調と地域特性を踏まえて実践できる人材を育成する。</p> <p>イ 大学院課程</p> <p>(7) 博士前期課程</p> <p>保健、医療及び福祉の連携・統合を踏まえて保健、医療及び福祉のサービスの包括的提供を担う幅広い豊かな学識と高い専門的能力を備えた高度専門職業人を育成する。</p> <p>(1) 博士後期課程</p> <p>保健、医療及び福祉のサービスの一体的提供を担う、高度な学問的見識及び研究開発能力並びに豊かな人間性を有し、保健、医療及び福祉の分野において中核となる高度な研究者を育成する。</p>	<p>以下の点を踏まえ、新たなカリキュラムを編成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人文・社会・自然科学分野から幅広い科目選択が可能なこと ・幅広い教養と複合的な視野の獲得 <p>No2 演習・実習の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験・実習の重視。学生自身に専門職業人としての心構え、使命感、倫理観を持たせる。 ・演習等を通じて個別的な知識を自分自身の問題意識に統合・拡大できること。 ・保健医療福祉専門職としての動機付けと連携・協調に向けての確かな実践力の育成。 ・教員の研究成果をブックレットとして地域の保健医療福祉の専門職に還元する。 ・ユニフィケーションシステムの充実。 <p>No3 英語教育の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リベラルアーツ教育の重視。語学力、コミュニケーション能力、情報リテラシーなど基盤的能力及び主体的学習能力の育成。 <p>イ 大学院課程</p> <p>No4 実践的研究能力を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コース並びにカリキュラムの整備を図る。 <p>No5 博士後期課程の授業形態、研究指導・支援体制を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数構成によるきめ細かな教育研究指導を実施する。 ・各分野における共通科目から、高度な専門性を有する特別講義・演習等をバランスよく配置する。 <p>No6 院生の研究成果の公表を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院をより高度な研究に対応できる研究機関として位置づけ、研究成果を学部及び大学院博士（前期・後期）課程の教育に反映させる。 ・院生を TA 及び RA として積極的に学部学生の研究指導や教員の研究活動に参加させ、研究遂行能力を高める。 ・院生の研究成果を、学内及び国内外の学会等での発表し、論文を学会誌等へ公表することを促進する。 ・学内外での共同研究や実施調査研究に積極的に取り組む。 <p>No7 社会人の受け入れを促進する。</p>

中期目標	中期計画(案)
<p>(二) 教育内容等に関する目標</p> <p>ア 教育プログラムの再編</p> <p>学生の育成に関する目標の達成に向けて学部全体として保健、医療及び福祉を統合して学習できるよう、教養教育から専門教育までを一貫して体系的かつ段階的に履修できる教育プログラムの再編を継続的に行う。</p> <p>イ 教育方法の改善</p> <p>学習効果を高め、教育成果の質的向上が図られるよう成績評価基準の明確化、履修指導の充実等を図るとともに、学生のニーズに的確にこたえられるよう学生による授業評価を有効に反映させる取組を行う等、教育方法の改善に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験のある社会人の受け入れを促進し、より高度な研究活動の場を提供することにより、社会の要請に即した実用性と実効性のある技術を生み出す。 No8 連携大学院の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・連携大学院を構築し、他の研究機関との人材交流により、学際的で特色のある研究遂行の可能性を確保する。 2) 教育内容等に関する目標を達成するための計画 ア 教育プログラムの再編 No9 カリキュラムの点検を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 新たなカリキュラムの編成に向け、以下の視点から点検を行う。 ・各学科及び学部全体の教育内容の一貫性 ・専門的知識の習得能力・洞察力・探求力の育成向上 ・国家試験成績との関連 No10 導入教育を充実する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学生が大学に円滑に適応し、目標を達成することを支援する導入教育を充実する。 No11 学生ボランティア活動を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズに応える学生ボランティア活動を促進し、単位認可できるシステムの構築を行う。 イ 教育方法の改善 No12 教育内容の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・問題発見解決型の授業形態の実施や、国際化・学際化に対応する教育内容の充実を図る。 No13 客観的な成績評価基準を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・客観的な成績評価基準を整備し、常に点検・改善を行う。臨床実習に対する成績評価については、評価方法、評価体制の点検・整備を行う。 No14 GPA導入を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・GPA導入を検討し、学生の学習への動機づけと教育の質向上を図る。 No15 学部長リスト(Dean' s List)、学長リスト(President List)等を設立する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学部長リスト(Dean' s List)、学長リスト(President List)等を設立し、各

中期目標	中期計画（案）
<p>(三) 教育の実施体制に関する目標</p> <p>ア 教員の教育能力の向上</p> <p>教員が学生の育成に関する目標の達成に向けた教育を行えるよう、研修制度の充実した運用を図り、教員個々の教育力の向上を目指す。</p> <p>イ 教育環境の整備</p> <p>教員の大学運営への参画のあり方について見直すとともに、専門性を備えた教務事務の支援等により、教育に専念しやすい環境を整備する。</p> <p>また、グローバル化と地域特性に対応できる学生の育成を推進するための教育環境の充実を図る。</p> <p>ウ 学習環境の整備</p> <p>学生の学習意欲及び教育効果をより高めるため、図書館の充実をはじめとする学生の学習環境の適切な整備を行う。</p>	<p>年次該当者を公表し、学生の学習への動機づけを行う。</p> <p>No16 新たな評価方法を開発する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習知識と技能に関する到達度評価方法に関する調査研究を行い、新たな評価方法を開発する。 <p>3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための計画</p> <p>ア 教員の教育能力の向上</p> <p>No17 学生による授業評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生による授業評価方法の改善を図り、教育の成果・効果の検証を行い、教育改善に活用する。 <p>No18 ピア評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピア評価を促進し、教育の改善を図る。 <p>No19 業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員に対する教育業績評価システムのあり方、教育能力向上への活用方法について検討を進め、教員の適切な評価制度を導入する。 <p>No20 F D研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員に対する効果的・効率的なF D研修を積極的に推進し、教員の教育技術の向上と均質化を図る。 <p>イ 教育環境の整備</p> <p>No21 授業分担を調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育効果を向上させるため、専任教員間の適正かつ公平な授業分担とする。 <p>No22 学科間の連携体制を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養及び専門教育に関する学科間の連携体制を充実させる。また、大学院教育との間に継続発展的関係を確立する。 <p>No23 他大学との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の他大学、とりわけ放送大学等との連携により教養・専門教育体制の充実を図るとともに、このことを通じてグローバル化と地域特性に対応できる学生の育成を推進する。 <p>ウ 学習環境の整備</p> <p>No24 図書館の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の充実と、多彩なメディアを活用した教育体制の充実を図る。 <p>No25 教育資源の機能集約</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>(四) 学生の受入れに関する目標</p> <p>アドミッションポリシー(大学の教育理念に基づく入学者受入方針)のもと、受験生の能力、職業観、適応性等を適切に評価できる学生選抜方法による入学試験を実施する。</p> <p>また、受験生等に対する学生募集活動等をより効果的に行い、アドミッションポリシーを理解した受験生をより多く確保する。</p> <p>なお、学士課程及び大学院課程において、入学定員に見合う学生数を継続的に確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育資源の有効活用を図り、効果的に教育効果を挙げることができるよう機能を集約する。 No26 サテライトの継続 <ul style="list-style-type: none"> ・大学院においては、遠隔授業システムを用い、東京都心部などに社会人向けのサテライトを継続して、幅広い学習機会を提供する。 No27 大学スペースの有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・大学スペースの有効活用を目指し、教室、研究室等の利用の見直しを行う。 <p>4) 学生の受入れに関する目標を達成するための計画</p> <ul style="list-style-type: none"> No28 選抜方法の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・入学者選抜方法と入学後の成績との相関性について多面的な調査を行う。その結果に基づいて必要な選抜方法の見直しを行う。 No29 高大連携を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・高大連携を積極的に発展・推進する。 No30 大学院の長期在学を可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会人入学の確保に向け、大学院の長期在学を可能とする。 (博士前期2年 3年 博士後期3年 4年) No31 単位取得退学者の修了制度を導入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・博士前期課程については4年、博士後期課程については6年を限度とし、論文を提出せずに退学した者が幾年後かに論文審査を受け、学位を取得し修了できる制度を導入する。 No32 学生募集活動事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・次の学生募集活動事業を引き続き行う。 <ul style="list-style-type: none"> 高等学校との連携・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・県内高校進路指導担当者説明会の開催 ・出張講義・大学見学(模擬講義)のへの対応とPR促進 ・高等学校訪問(進路指導担当教員と面談し、高校側の意見を把握) オープンキャンパス・夏期キャンパス見学会の開催 進学相談会への参加 <p>広報活動 外部広報媒体：受験情報誌、受験情報サイト、新聞、県の広報媒体を活用して広報するほか、学内広報媒体(ホームページ、LIVE(大学広報誌)、募集ポスター)に掲載する。</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>(五) 学生への支援に関する目標</p> <p>ア 学生への学生生活支援 学生の学習意欲を高め、安全で安心できる学生生活を過ごせるよう、学習、健康及び生活の相談を行う等、学生生活支援体制の充実を図る。</p> <p>イ 学生へのキャリア支援 就職を希望する学生が全員就職できるよう、受験対策の実施、就職先の新規開拓及び職場適応性のかん養を行うほか、卒業後の未就職者に対する支援を行う等、就職支援体制の充実を図るとともに、進学に関する支援を行う。 また、就職に必要とされる国家試験の合格率については、次の目標が達成できるよう取り組む。</p> <p>看護師 一〇〇パーセント 保健師 一〇〇パーセント 助産師 一〇〇パーセント 理学療法士 一〇〇パーセント 社会福祉士 七五パーセント 精神保健福祉士 一〇〇パーセント 管理栄養士 一〇〇パーセント</p> <p>二 研究に関する目標</p> <p>(一) 研究内容に関する目標 地域課題に対応しつつ、保健、医療及び福祉の分野を核として、基礎研究から応用研究までの幅広い領域の研究を推進する。</p>	<p>5) 学生への支援に関する目標を達成するための計画</p> <p>ア 学生への学生生活支援</p> <p>No33 窓口体制を充実させる。 ・修学、生活及びハラスメント等の種々の相談に対応できる窓口体制を充実させる（オフィスアワーの設定など）</p> <p>No34 健康指導及び管理の充実を図る。 ・保健室を中心とした健康指導及び管理の充実を図る。</p> <p>No35 授業料免除制度、奨学制度について検討する。 ・授業料免除制度、奨学制度について検討する。</p> <p>No36 学生の自主的活動を支援する。 ・大学祭やサークル活動など学生の自主的活動を積極的に支援する。</p> <p>No37 良き「伝統」と「誇り」を培う。 ・大学の環境整備、学内案内等に学生が参加することで良き「伝統」と「誇り」を培う。</p> <p>イ 学生へのキャリア支援</p> <p>No38 就職相談窓口を設置する。 ・就職情報の提供について見直し、就職相談窓口を設置する。学部学生のキャリア支援（進学支援も含む）の強化を図る。</p> <p>No39 国家試験対策事業を実施する。 ・次の国家試験対策事業を引き続き行う。 4年生に対する試験対策講義（看護）、学内模擬試験（過去問題）、学外模擬試験（業者） 既卒者対応（卒業研究指導教員による個別指導、模擬試験）</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための計画</p> <p>1) 研究内容に関する目標を達成するための計画</p> <p>No40 地域が抱える研究課題に対応する学科横断的で学際的なプロジェクト研究を推進する。</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>(二) 研究水準及び研究成果に関する目標</p> <p>ア 研究水準の向上 保健、医療及び福祉の分野に関し高い評価が得られるよう、優れた学術研究成果をあげる。 また、研究水準の向上のため、研究成果について適切に評価し、改善を行う。</p> <p>イ 研究成果の活用 研究成果の有効活用を図るため、大学の教育研究活動に反映させるとともに、国内外に積極的に研究成果を発信する。</p> <p>(三) 研究実施体制等の整備に関する目標 大学全体の研究が有効に進められるよう、組織体制の確立、研究体系の見直し、研究環境の整備等、研究実施体制の充実を図るとともに、研究費の重点的配分等、弾力的な研究支援体制を構築する。 また、意欲的な研究者を育成するため、研究情報の提供及び学内外の研修制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会の要請と課題に対応した特色ある研究を推進し、地域に貢献する大学としての存在意義を高める。包括ケア、健康寿命アップ、青森県地域資源の高付加価値化、少子高齢化、自殺予防対策、雪国の健康対策など、青森県が抱える重点課題の研究に積極的に取り組み、地域住民の健康増進と保健医療福祉栄養の向上に寄与する。 <p>2) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための計画</p> <p>ア 研究水準の向上</p> <p>イ 研究成果の活用</p> <p>No41 産官学連携研究や知的財産の活用により、研究成果を社会に還元し、保健の増進、地域経済の発展に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官や学内外共同研究を推進し、県民はじめ、人類に希望を与える研究成果や、科学技術や経済的に裏付けされた研究成果を達成する。創造性の高い研究活動を通じて、新たな技術の創出、保健医療健康福祉の水準の向上と関連産業の創出に貢献し、地域の生活向上に寄与する。 <p>No42 研究水準及び研究成果を検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究水準及び研究成果については、各分野において共通認識とされている基準及び社会的評価等を用いて検証する。 <p>No43 国内外への論文投稿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外への論文投稿を通して、学術成果をあげていることを検証する。 <p>No44 競争資金や国が推進するプロジェクト研究等への応募</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費補助金、厚生労働省研究費補助金、現代G Pなど、競争資金や国が推進するプロジェクト研究等への応募と採否等を通じて研究水準を確認する。 <p>No45 教員研究費に係る制度設計の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部研究資金の活用状況及び他大学の状況等を勘案の上、各教員の研究水準の向上に係るつながるような制度設計を行う。 <p>3) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための計画</p> <p>No46 学内研究費の競争配分により研究内容を高め、外部研究資金の獲得に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的に評価される高水準の研究を蓄積するため、学内の研究資金を有効活用して国内外の学会や学会誌に発表し、高度な研究を実現する。

中期目標	中期計画（案）
<p>度の充実を図る。</p> <p>三 地域貢献に関する目標</p> <p>(一) 地域連携の強化に関する目標 大学が有する人的資源及び教育研究成果を地域社会及び国際社会に広く還元する取組を行うとともに、産官学連携を強化するための組織体制の確立等により地域貢献活動を推進する。</p> <p>(二) 情報提供に関する目標 地域における知の拠点として、産官学連携のもと地域貢献活動が行われるよう、有用な情報を地域社会及び国際社会に積極的に発信する。</p> <p>(三) 国際交流に関する目標 国外の教育研究機関との連携により多様な教育研究活動を推進し、ひいては、教育研究成果が地域貢献に資することを念頭に、より充実した国際交流を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国や財団等の外部の競争的資金獲得に努める。 <p>No47 研究活動を円滑に行うための基盤整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果等については知的財産等の手続きを速やかに済ませ、本学、地域および内外の学術研究集会（学会）で研究成果を幅広く社会に発信する。各種研究費の計画的および適正な執行を行い、不正行為の防止を推進する。 ・教員は研究や学部および大学院の教育にも携わるので、それぞれのエフォートや分担役割を教授、准教授、講師、助教、助手の間で話し合い、相互指導協力人材育成体制を構築する。 <p>3 地域貢献に関する目標を達成するための計画</p> <p>1) 地域連携の強化に関する目標を達成するための計画</p> <p>No48 保健医療福祉の専門職者に対するキャリアアップ教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療福祉の専門職者に対するキャリアアップ教育を実施する。 <p>2) 情報提供に関する目標を達成するための計画</p> <p>No49 教育及び研究成果に係る情報提供を適時適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く県民を対象とした公開講座の実施及びホームページ、パンフレット等の活用により、教育及び研究成果に係る情報提供を適時適切に行う。 <p>No50 講演会等の企画立案の充実及び迅速化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題・話題に対応した講演会等を適時かつ迅速に企画立案する。 <p>No51 公開講座の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズに対応した公開講座を定期的で開催する。 <p>3) 国際交流に関する目標を達成するための計画</p> <p>No52 国際交流関係機関・団体等との意見交換を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性や本学のこれまでの活動を活かした国際交流促進を図るために、国際交流関係機関・団体等との意見交換を行う。 <p>No53 生活や健康に係る公開講座・講演会などを開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学外組織等と協力しながら、国際的な視点から本学の特性を活かした生活や健康に係る公開講座・講演会などを開催する。 <p>No54 海外の大学等の教育機関との国際交流を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の大学等の教育機関（韓国・仁済大学、米国・ベレノバ大学）との国際

中期目標	中期計画（案）
<p>(四) 人材供給に関する目標 保健、医療及び福祉の向上に貢献できる人材を地域に供給するため、県内就職の促進に向けた取組を行う。</p>	<p>交流を推進する。 No55 教員の研究活動・学生の研修活動（語学など）に、国外でも取り組みやすいシステムを検討する。 ・教員等の研究研修活動に、国外でも取り組みやすいシステムを検討していくことにより、国際交流を推進する。 No56 留学生、海外研修生の修学を支援する仕組みを作る。 ・留学生、海外研修生の修学を支援する仕組づくりを検討する。 4) 人材供給に関する目標を達成するための計画 No57 県内の医療機関・社会福祉施設等へ募集の働きかけを行う。 ・実習施設等を通じ、県内の医療機関・社会福祉施設等との連絡を密にし、求人情報については優先的に取り扱うほか、早期の募集を働きかける。</p>
<p>第三 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>一 運営体制の改善に関する目標 理事長のリーダーシップのもと全学的に的確に業務運営が行われるよう、教員組織と事務組織の連携を強化すること等により、効率的に機能する運営体制を整備する。 また、学内外の資源を活用した経営戦略により大学全体として取り組むべき課題が解決されるよう、目標管理体制を確立する。</p> <p>二 教育研究組織の見直しに関する目標 教育研究活動の進展や地域ニーズに的確に対応しつつ、より効率的かつ効果的な教育研究活動が行われるよう、教育研究組織についての継続的な見直し等の取組を行う。</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための計画</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための計画 No58 目標管理体制を構築する。 ・大学における課題の解決が図られるよう目標管理体制を構築する。 No59 監査業務体制を整備する。 ・監事のもと、内部監査機能の充実を図るため、監査業務体制を整備し、指摘された事項に適切に対応するシステムを構築する。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための計画 No60 教育研究組織の継続的な見直し ・教育研究活動の進展及び地域ニーズの変化に合わせ、学部及び研究科の組織再編又は新たな教育研究分野の開拓を進める。 No61 他大学との連携による教育研究活動の活性化及び高度化の推進 ・「大学コンソーシアム青森」を活用し、特色ある共通教養教育プログラムの作成、講師の大学間相互派遣、学生の他大学での学習、共同研究及び公開講座の共同運営等の連携体制を構築することで、教育研究活動の活性化及び高度化を図る。 No62 個人研究費等の配分方法の見直し ・より効率的かつ効果的な教育研究活動が行われるよう、個人研究費に占める成果配分の割合及び研究費全体に占める特別研究費の割合をそれぞれ増や</p>

中期目標	中期計画(案)
<p>三 人事の適正化に関する目標</p> <p>職員の適正人員について随時見直し、適正配置するとともに、業務内容や専門性に応じた優秀な人材を確保する。</p> <p>また、職員の質の向上が図られるよう、人事評価システムを軸とした人事・給与制度、研修制度等の確立により、人事の適正化を推進する。</p> <p>四 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>事務組織の見直し、事務の集約化・簡素化と適切な配分、専門能力が高いプロパー職員の採用・養成、教員の事務知識の習得等により事務の効率化・合理化を図る。</p> <p>また、大学業務の外部委託や直接管理のあり方について検討し、その結果を踏まえた業務管理を行う。</p>	<p>すなど、配分額決定に当たっての競争原理の強化を図る。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための計画</p> <p>No63 優れた教育研究者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた教育研究者を確保するため、公募制、任期制、裁量労働制及び年俸制など多様な任用形態と給与制度を導入する。 <p>No64 人事評価システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員及び事務職員について、能力及び業績等を公正かつ公平に評価するために人事評価システムを導入し、給与及び人事等の処遇に反映させる。 <p>No65 事務職員に対する業務研修制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学事務に精通した高い専門性を有する職員を育成し、効率的な業務運営を行うため、大学運営に必要な知識習得及び能力向上に資する研修制度を導入する。 <p>No66 教職員の定数管理計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い人材の確保・養成や人員(人件費)の適切な管理、効果的かつ効率的な人的資源配分等を行うため、教職員の定数管理計画を策定する。 <p>No67 適切な授業科目担当配分による公平性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究活動の環境整備を図る観点から、担当科目については専門分野及び能力等に応じた公平な配分を行う。 <p>No68 事務職員の計画的な配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県派遣職員とプロパー職員を計画的に配置するとともに、プロパー職員のキャリアアップを図るため、人員配置計画を策定する。 <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための計画</p> <p>No69 事務組織の継続的な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学運営、教育研究、学生支援及び地域貢献等に関する活動が、より効果的かつ効率的に行われるよう、法人全体の視点に立って教員の事務知識の習得等を図るとともに、事務組織の継続的な見直しを行う。 <p>No70 事務の集約化及び効果的な外部委託の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より効率的な事務組織体制を構築するために、事務のさらなる集約化と簡素化を図るための検討を行う。 ・定型業務等については費用対効果を勘案の上、アウトソーシング又は常勤職員から非常勤職員への切替を行い、それに係る管理業務を行う。

中期目標	中期計画（案）
<p>五 広報活動の推進に関する目標</p> <p>受験生及び卒業生にとどまらず、高等学校等関係者や広く県民に対して教育研究活動、受験、学生生活、就職等の情報を積極的に発信するとともに、大学の特色や魅力について高い関心を持たれるよう、効果的な広報活動を推進する。</p>	<p>No71 プロパー職員の計画的な配置及び専門性の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究部門の多様なニーズに適切に対応できるよう、事務部門の専門性を高めるため、プロパー職員の計画的な配置及び育成を行う。 <p>5 広報活動の推進に関する目標を達成するための計画</p> <p>No72 効果的な広報活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動体制の整備及び広報計画の策定を進めるほか、各種メディアやホームページ等を活用し、積極的な情報発信を行う。
<p>第四 財務内容の改善に関する目標</p> <p>一 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>(一) 教育関連収入に関する目標</p> <p>入学検定料、入学料、授業料等の学生納付金及び受講料等については、社会的事情を考慮し、適正な料金を設定する。</p> <p>(二) 研究関連収入に関する目標</p> <p>国の制度の有効な活用や産官学の連携強化を図ることにより、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金等の外部研究資金及び奨学寄附金を獲得する。</p> <p>(三) 財産関連収入に関する目標</p> <p>大学施設を積極的に解放するとともに、適正な使用料又は利用料を設定することにより、収入の確保を図る。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するための計画</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための計画</p> <p>1) 教育関連収入に関する目標を達成するための計画</p> <p>No73 学生納付金等の見直し</p> <p>入学料及び授業料について、公立大学の役割（教育機会の均等確保等）、法人の収支状況及び社会情勢等を勘案し、入学定員に見合う学生数を継続的に確保できるよう、定期的な検討を行い、適正な料率を設定する。</p> <p>他大学の状況を踏まえ、実習及び施設使用等に係る学生負担金の新設について検討を行う。</p> <p>公開講座や一般県民を対象とした講習について、受講料の徴収の適否を検討し、有料化が適切であると判断されるものについて受講料を徴収する。</p> <p>2) 研究関連収入に関する目標を達成するための計画</p> <p>No74 外部研究資金の積極的導入</p> <p>科学研究費補助金及び公募型プロジェクト研究等の競争的外部研究への積極的な応募を推奨し、外部研究資金の獲得を図る。</p> <p>外部研究資金の獲得に貢献のあった教員について、給与及び研究費配分に係る優遇制度を構築する。</p> <p>No75 共同研究、受託研究費及び奨学寄附金の獲得の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教員の研究活動内容を外部に対して積極的に公開し、共同研究費、受託研究費及び奨学寄附金等外部資金の獲得を推進する。 <p>3) 財産関連収入に関する目標を達成するための計画</p> <p>No76 宿泊施設に係る料率の見直し及び大学施設の有料開放の推進</p> <p>宿泊施設について、運営経費を考慮した適正な料率を設定する。</p> <p>講堂、講義室等教育関連施設及び体育館等体育施設を地域に有料開放するこ</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>二 経費の抑制に関する目標</p> <p>職員のコスト意識の改革を図るとともに、大学運営業務全般を通して、適切な予算配分、無駄のない予算執行、組織運営の効率化、事務事業の合理化等、有効な業務改善について実効ある取組を行い、経費を抑制する。</p> <p>三 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>大学の健全な運営を確保するため、資産を運用し管理する体制を整備し、効果的かつ効果的な活用を図る。</p>	<p>ととし、適正な料率の設定及び施設貸付方法の制度化を図る。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための計画</p> <p>No77 「コスト削減プラン」の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善プロジェクトを立ち上げ、全学的な「コスト削減プラン」を構築し、教職員参画の効率的運営を推進する。 <p>No78 管理運営経費の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、警備及び植栽等の管理運営業務委託について、業務の一括委託及び業務の一部直営化とのコスト比較を行い、管理運営経費の縮減を図る。 ・光熱水費の削減を図る。 <p>No79 学内情報システムに係る管理体制の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの運用基準やサイト構成の検討及びネットワーク管理に係るファイアウォール管理基準等の策定により、学内情報システムの管理体制の合理化を図り、経費の削減を図る。 <p>No80 契約期間の複数年度化及び調達方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理運営に係る委託契約等の契約期間複数年度化の検討及び実施を図り、経費削減を図る。 ・物品購入に係る一括発注その他の購入方法の実施により、経費削減を図る。 <p>No81 人件費の縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究水準の維持向上及び職員の効率的活用に留意しつつ、適正な定員について検討し、人件費の削減に努める。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための計画</p> <p>No82 資産の運用管理体制の構築による資産の延命</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の資産（土地、施設設備等）の運用管理体制を構築し、定期的な保全調査及び計画的な維持修繕を行い、可能な限り資産の延命、長期利用を図る。 <p>No83 資産の学内外での共同利用及び地域開放の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の学内外での共同利用及び地域開放の実施に係る基本的な考え方を整理するとともに、資産稼働率の向上を図る。
<p>第五 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>一 評価の充実に関する目標</p> <p>教育研究活動及び組織・業務運営の状況について、自己点検及び自己評価が効</p>	<p>教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための計画</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための計画</p> <p>No84 自己点検・評価に取り組む体制の構築</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>率のかつ効果的に実施できるよう、体制を整備するとともに、定期的に自己点検及び自己評価を実施する。 また、評価の客観性を確保するため、第三者機関による外部評価を受ける。</p> <p>二 評価結果の活用に関する目標 評価結果を活用し、教育研究活動及び組織・業務運営の改善のための適切な措置を講じる。</p> <p>三 情報の提供に関する目標 教育研究活動及び組織・業務運営の状況に関する情報について積極的に公表するとともに、自己点検及び自己評価の結果についても速やかに公表する。</p>	<p>・中期目標・中期計画を達成するため、組織的かつ定期的に自己点検・評価に取り組む体制を構築する。</p> <p>No85 第三者評価機関による評価の実施 ・自己点検・評価について第三者評価機関の評価を受ける。</p> <p>No86 本学独自の評価委員会等の継続的運営 ・外部有識者を含む本学独自の評価委員会等の継続的運営を図る。</p> <p>No87 厳正かつ客観的な評価基準・システムの確立 ・厳正かつ客観的な評価基準・システムを確立し、教育研究の実践・実績に対する検証を行う。</p> <p>2 評価結果の活用に関する目標を達成するための計画 No88 改善計画を策定及び実施 ・評価結果に基づく課題等について、改善計画を策定し、その改善を図る。また、そのために必要となる予算の適正に配分する。</p> <p>3 情報の提供に関する目標を達成するための計画 No89 教育の成果・効果を検証及び公表 ・教育の成果・効果の検証等を継続的に行い、検証結果については広く公表する。</p> <p>No90 評価結果の公表 ・自己点検・評価及び第三者評価機関の評価結果を積極的に本学のホームページ等により公表する。</p>
<p>第六 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>一 施設設備の整備、活用等に関する目標 大学の施設設備については、教育研究活動の良好な環境が醸成されるよう、適切に維持管理する。 また、教育研究活動における良好な環境を維持しつつ、地域貢献を踏まえて大学施設を地域に開放する。</p> <p>二 安全管理に関する目標 学生及び職員の健康と安全を確保し、教育研究活動を円滑に実施するため、防</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するための計画</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための計画 No91 施設設備の省エネ化 ・既存施設の利用状況等を的確に把握し、省エネ化を意識した運用を図るとともに、施設の整備に当たっては、長期的視野に立ち、環境に優しい省エネルギータイプの施設づくりを行う。</p> <p>No92 施設整備・活用方策への多様な意見の反映 ・学生が充実したキャンパスライフを送れるよう、施設整備・活用等に学生の意見を反映させるための仕組みを導入する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための計画 No93 危機管理に係る意識啓発</p>

中期目標	中期計画（案）
<p>災、学内セキュリティ、安全衛生等について検証するとともに、実験施設等における安全管理の普及・啓もうをはじめとする必要な対策を講じること等により防災・安全体制を万全にする。</p> <p>三 人権啓発に関する目標 人権が不当に侵害され、良好な教育研究活動や職場環境が損なわれることがないよう、学生及び職員に対して人権意識の向上を図る取組を行う。</p> <p>四 法令遵守に関する目標 業務運営が適正に行われるよう、法令遵守を徹底する取組を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学内の事故防止及び災害発生時等に適切に対応するため、教職員及び学生に対し、危機管理マニュアル及び研修会等による危機管理意識の向上を図る。 No94 情報セキュリティポリシーの構築 ・情報セキュリティポリシーの策定及び情報セキュリティに関するガイドラインの設定により、教職員の情報保護の意識向上を図る。 No95 個人情報の保護 ・教職員及び学生に対し、個人情報に関する保護法の理解を求めるとの講習会等を定期的に行い、意識啓発の向上を図る。 <p>3 人権啓発に関する目標を達成するための計画</p> <p>No96 人権教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内における各種ハラスメント行為等を防止するため、研修会や講演会等を実施する。 <p>4 法令遵守に関する目標を達成するための計画</p> <p>No97 法令遵守活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守に係る研修会等を行い、意識を高めていく。
	<p>予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算（平成20年度～平成25年度） （略）</p> <p>2 収支計画（平成20年度～平成25年度） （略）</p> <p>3 資金計画（平成20年度～平成25年度） （略）</p>
	<p>短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 2億5千万円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延又は事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。</p>
	<p>重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし</p> <p>剰余金の使途</p>

中期目標	中期計画（案）
	<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等に充てる。</p> <p>青森県地方独立行政法人法施行細則（平成20年青森県規則第22号）で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>（注）中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。</p> <p>2 人事に関する計画</p> <p>（1）人員配置に関する方針 教育研究の質の向上と社会ニーズへの的確な対応を実現する観点に立って、職員定数計画を策定し、中長期的に随時見直しを図るとともに、適正な人員配置に努め、効率的かつ効果的な大学運営を図る。 事務職員については、大学運営事務に係る高度で専門的な知識を有する職員を確保し、育成していく観点から、計画的に設立団体派遣職員から法人固有職員への切替えを図る。</p> <p>（2）人材確保及び育成に関する方針 人事評価制度を導入し、評価結果を職員の昇任、昇格・昇給及び任期更新等に適正に反映させる制度及び体制を構築し、優秀な人材を確保するとともに、任期制の導入により、終身雇用制度の解消を図り、人材の流動性の確保と職員の意識改革を図る。 教員の職務及び大学運営事務の特性を勘案し、柔軟で多様な勤務体制の構築を図ることとし、教員については専門業務型裁量労働制、事務職員については変形労働制をそれぞれ導入する。 教育業務の効率的な実施の観点から、特任教員及び臨地教員等を含む多様な雇用形態及び再任用制度の導入を図る。 FD研修及び学生による授業評価制度の充実及び計画的な実施により、教員の教育能力の向上を図るとともに、職員に対する業務執行及びサービスに係る研修制度を策定、実施し、効率的かつ合理的な大学運営を図る。</p> <p>3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画</p>

中期目標	中期計画(案)
	なし 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし